

◆安全衛生教育計画表（2026年4月～2027年3月）

(注) 1. 数字は実施月を示します。 2. 教育種目・実施月は変更することがあります。 3. ◎、○は、連合会と地区協会との連携により実施、申込受付は、○の地区協会で行います。

実施機関	労働基準協会											建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 埼玉県支部	林業・木材製造業労働災害防止協会 埼玉県支部	埼玉労働災害防止協会	日本クレール協会	安全協会 埼玉県事務所	ボイラー・クレーン 協会	江南クレーン 教習所	健康づくり 事業団	埼玉産業保健 センター	建設荷役車両安全 技術協会 埼玉県支部
	連合会	浦和地区	川口地区	大宮地区	熊谷地区	川越地区	春日部	所沢地区	行田地区	秩父地区												
資格取得	木材加工用機械 作業主任者技能講習	9												8								
	プレス機械	◎5・7・11・1		○1		○5	4・10	12		○11												
	乾燥設備	5・7・9・11・1・3																				
	地山の掘削及び土止め支保工											4・6・8 10・1										
	ずい道等の掘削等											3										
	ずい道等の覆工											3										
	はい												5・7・9・11									
	型枠支保工の組立て等												5・11									
	足場の組立て等												4・7・10・1									
	建築物等の鉄骨の組立て等												7・12									
	木造建築物の組立て等												6・10・2									
	コンクリート造の工作物の解体等												7・12									
	普通第一種圧力容器取扱														5・10							
	得	特定化学物質及び四アルキル鉛等	◎4・5・6・6・7・8・9 ◎10・10・11・12・12・1・3	◎◎5・9	◎◎6・12		◎◎4・11	◎◎6・1			◎◎8・12	◎◎7・10								5・1		
		鉛	9・2																	12		
有機溶剤		◎5・6・6・7・8・8・9・9・10 ◎11・11・12・1・1・2・2・3	◎◎6・2	◎◎5・10		10・1	◎◎9・2	◎6	◎◎7・11	◎◎8・11・1	3								6・3			
講習関係	石綿	4・6・8・10・12										6・9・12・3								7		
	酸素欠乏・硫化水素危険	4・5・6・7・9・10 11・12・1・2・3																				
	床上操作式クレーン運転 技能講習															毎月1回	4・6・8・10 11・12・2	月1～2回				
	小型移動式クレーン運転															毎月1回		月1～2回				
	フォークリフト運転			5・7・9 11・2					5・7・9 11・3		5・9		毎月2回				5・6・7・9 11・1・3	月4～5回				
	ショベルローダー等運転																	月1～2回				
	車両系建設機械運転 (除く基礎工事用)																	月1～2回				
	高所作業車運転															7・10・3		月1～2回				
	玉掛け						5・11									毎月1回 (外国人 6・9・11・2)	4・5・6・7 8・10・12・2	月2～3回				
	ボイラー取扱													6・9・3								
	クレーン実技教習																	月2～3回				
	移動式クレーン																	5・6・8 10・1・3				
	ボイラー実技講習													4・6・8・9 12・2・3								
	係	車両系建設機械(掘削系) 特定自主検査者 研修																				11(業) 2(内)
		車両系建設機械(基礎工事用) 特定自主検査者																				2(業)
車両系建設機械(締固め用) 特定自主検査者																					6(業) 6(内)	
高所作業車 特定自主検査者																					10(内) 12(業)	
フォークリフト 特定自主検査者																					6(業)7(業) 7(内)3(業)	
特別教育関係	自由研削用といしの取替え等業務		8・12	6	12	1	4・10	1	4・10 (川越協会と共催)	12	7	5・9・1										
	機械研削といしの取替え等業務						9															
	動力プレスの金型等取付け・調整業務		7・1		3	7	4・12	10	4・12 (4月は川越協会と共催)													
	アーク溶接等業務		10				8・2															
	高圧電気取扱業務	7																				
	低圧電気取扱業務		8・12	8	8	3	4・10	6	4・10 (川越協会と共催)		5											
	チェーンソー作業従事者													5・7・9・11								
	小型車両系建設機械運転業務																	5・7・9 11・1・3				
	クレーン運転業務														毎月1回		月2～3回					
	酸素欠乏・硫化水素危険作業		1	8			6・11				8											
	粉じん作業従事者 (法定外を含む)		10・2	12		8	6・12				10	9										
	産業用ロボット教示・検査等業務	5・12	11・3			7・2																
	石綿使用建築物等解体等作業 (4.5時間教育)												6									
	足場の組立て等の作業に係る業務 (6時間教育)											6	5・8・11・2									
	墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務						7・1					5	4・6・8 10・12・2		5・6・7							
丸のこ等取扱い作業従事者教育 (特別教育に準ずる教育)											10	1										